

新旧対比表 無担保ローン保証委託約款（当座貸越用）

条番号	現行	変更後
第1条 保証委託要項	<p>1.保証委託者（以下「委託者」といいます）の委託に基づいて株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」といいます）が負担する保証債務の範囲は、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）からの保証委託契約証書記載のローン借入に関し、委託者が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、その他一切の債務の全額（以下「原債務」といいます）とします。</p> <p>（省略）</p>	<p>1.保証委託者（以下「委託者」といいます）の委託に基づいて株式会社オリエントコーポレーション <b>またはアイフル株式会社</b>（以下「保証会社」といいます）が負担する保証債務の範囲は、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）からの保証委託契約証書記載のローン借入に関し、委託者が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、その他一切の債務の全額（以下「原債務」といいます）とします。</p> <p>（省略）</p>
第5条 保証債務の履行	<p>保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の <u>有無に拘わらず</u>、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行されても委託者は異議を述べないものとします。</p>	<p>保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の 有無に <b>かかわらず</b>、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行されても委託者は異議を述べないものとします。</p>
第6条 償還の範囲	<p>保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに返済するものとし、その範囲 は次の各号のすべてを含むものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>（2）前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に返済する日までの年14.6%の割合（年365日の日割計算）による損害金。</p>	<p>保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに返済するものとし、その範囲 は次の各号のすべてを含むものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>（2）前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に返済する日までの年14.6%の割合（年365日の日割計算、<b>但しうるう年は年366日の日割計算</b>）による損害金。</p>
第10条 中止、解約、終了	<p>（省略）</p> <p>3.委託者は、前二項の定め <u>に拘わらず</u>、本条1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の返済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけないものとします。</p>	<p>（省略）</p> <p>3.委託者は、前二項の定め <b>に</b> <u>かかわらず</u>、本条1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の返済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけないものとします。</p>
第11条 反社会的勢力の排除	<p>1.委託者は、委託者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>（省略）</p>	<p>1.委託者は、委託者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、 <b>テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</b>、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>（省略）</p>
第12条 準拠法・管轄裁判所	<p>（省略）</p> <p>2.委託者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかに <u>拘わらず</u>、委託者の住所地、銀行および保証会社の本社・支店・営業所・センターの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。</p>	<p>（省略）</p> <p>2.委託者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかに <b>かかわらず</b>、委託者の住所地、銀行および保証会社の本社・支店・営業所・センターの所在地を管轄する <b>簡易裁判所および地方裁判所</b>を、 <b>第一審の専属的合意</b>管轄裁判所とすることに合意するものとします。</p>